

平成25年第1回紀の川市議会定例会 第1日

平成25年 2月22日（金曜日） 開 議 午前 9時30分
散 会 午後 2時00分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第5号））
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 1号 紀の川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 2号 紀の川市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 3号 紀の川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 4号 紀の川市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5号 紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 議案第 6号 紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 7号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第 8号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 9号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 議案第 10号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 11号 紀の川市公共下水道条例及び紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 紀の川市特定環境保全公共下水道条例の一部改正について
- 議案第 13号 紀の川市準用河川管理条例の一部改正について
- 議案第 14号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正について
- 議案第 15号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 16号 紀の川市レスパイト粉河条例の廃止について
- 議案第 17号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第 18号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 19号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 20号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 21号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 22号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 23号 平成24年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 24号 平成24年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 25号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 26号 平成25年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第 27号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第 28号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第 29号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

- 議案第 30号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第 31号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 32号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第 33号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 34号 平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 35号 平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 36号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 37号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第 38号 平成25年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第 39号 平成25年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第 40号 平成25年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第 41号 平成25年度紀の川市南志野財産区特別会計予算について
- 議案第 42号 平成25年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第 43号 平成25年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第 44号 平成25年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
- 議案第 45号 平成25年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
- 議案第 46号 平成25年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
- 議案第 47号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
- 議案第 48号 平成25年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第 49号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 50号 指定管理者の指定について
- 議案第 51号 指定管理者の指定について
- 議案第 52号 指定管理者の指定について
- 議案第 53号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第 54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 55号 紀の海広域施設組合格約の変更に関する協議について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育委員会委員長	佐野一男	教育長	松下裕
教育部長	西田好宏	総務部財政課長	森本浩行

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	田中啓吾

（開会 午前 9時30分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

議員各位には、平成25年第1回紀の川市議会定例会に出席いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回紀の川市議会定例会を開会いたします。

なお、3番 原 延治君より所用のため、本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

定例会には、平成25年度各会計予算をはじめ、条例の制定、改正等多数上程されております。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしく願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番 堂脇光弘君、13番 田代範義君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（西川泰弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る2月12日に議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議をいただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から3月22日までの29日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの29日間に決しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（西川泰弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告についてはお手元に配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度
紀の川市一般会計補正予算（第5号）） から
議案第 55号 那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する
協議について まで

○議長（西川泰弘君） 次に日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第5号））についてから、議案第55号紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議についてまでの60件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

はじめての新庁舎での議会でございます。多少、興奮いたしております。

春を告げる椿の開花が例年になく2週間以上遅くなるほど、朝夕は寒い日が続いておりますが、本日、平成25年第1回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

最初に、世界情勢が混沌とする中、先月、アルジェリアで発生したテロ事件により、世界最前線で活躍する罪もない日本人を含む、大勢の命が奪われるという悲惨な事件が発生いたしました。今回のとうとい犠牲を無駄にしないために、国、県と同様に国民、市民の生命や財産を守るため、テロ行為を断固として非難し、防止活動に努めてまいりたいと考えます。犠牲となった皆さん方に心から哀悼の意を表したいと思っております。

さて、昨年2012年は、アジア各国等で政権交代が行われ、世界の政治経済が大きく動いた年であったと思われまます。特に近年、急激な経済成長を続け、世界経済に大きな影響を与えている中国の情勢は、深刻となっている大気汚染による環境問題をはじめ、長引く欧州経済減速や国内の不動産バブルの崩壊が予測されることにより、経済の停滞感がこれまで以上に強まっていると思われまます。

また、米国経済についても「財政の崖」をめぐる国内での協議が難航している状況にあり、先行きの不透明感から長引く企業の業績悪化により、不安定な雇用状況やインフレ対策への立ちおくれなど、背景に厳しい情勢が続くと見られます。このように、世界経済に多大な影響を与えると考えられる各国の情勢により、関連諸国に対する経済への減速傾向が懸念されているところであります。

一方、日本国内では、昨年12月16日の第46回衆議院総選挙により政権が交代され、

新リーダーのもと、日本の政治経済が回復に向けて大きく動き出したとも思われます。まずは、低迷な状況にある日本経済の再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策や民間投資を喚起する成長戦略「三本の矢」を一体とした取り組みを強力に推進して、経済を再生させ、誇りある日本を取り戻すための方針が決定をされました。このことにより、デフレ脱却に向けた積極的な緩和策が継続されることに対する期待が高まり、円安株高の動きが早くも見られております。

また、従来から抱えている財政危機や原発事故、震災対策、領土問題等々、山積する課題につきましても、早急なる対処を期待するものでございます。

このような情勢の中、本市においても財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にございますが、今後の国や県の動向を見守り、紀の川市としてよりよい方向性を議員各位並びに市民の皆様方と検討させていただき、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本日も旧庁舎の取り壊し工事により、騒音等による御迷惑をおかけしていることをおわび申し上げますとともに、皆さん方の御協力を賜り、完成いたしました新庁舎での業務につきましては、職員一同、心新たにさらなる市民サービスの向上と暮らしの安心安全、地域活性化の推進に努めてまいりますので、引き続き御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

前置きが長くなりましたが、議案の説明に先立ち、平成25年度予算編成につきまして、私の市政運営に対する所信の一端を御説明させていただき、皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

本年も昨年に引き続き、安全安心なまちづくりを最優先事業に置き、橋梁の点検と主要幹線道路の整備のほか、子どもたちが安心して学ぶことができるように、市内小・中学校の耐震化整備を進めてまいります。また、小学校を卒業するまでの子ども医療費無料化、学童保育の充実など、ゆとりを持って子育てができるような環境づくりを目指してまいります。

本年も依然、財政状況は厳しい中ではありますが、英知を結集し、底力を発揮して「合併してよかった。紀の川市に住んでよかった。」と心から誇りを持てる魅力あるまちづくりに誠心誠意取り組み、長期総合計画の「協働」「人づくり」「基盤づくり」「環境づくり」「行財政」の5つの政策目標を柱に、私が掲げた6つの公約「安全・安心 心ゆたかなまちづくり」「生活基盤の整備」「健康・福祉の充実」「農業・産業の活性化」「教育の振興」「景気対策」実現のために市民の皆様御意見に耳を傾けながら、また市議会の皆様にも相談申し上げながら、また御協力をいただきながら市政運営に邁進したいと考えております。

それでは、平成25年度当初予算案について説明をさせていただきます。

平成25年度当初予算は、平成25年度から平成29年度における長期総合計画後期基本計画を念頭に置き、実効性のある施策の優先的な実施と、その土台となる行財政改革の

取り組みを強化し、中長期的な展望に立った財政計画に基づき、限られた財源の中におきましても、直面する諸課題には対応するというめり張りのある予算編成といたしております。

平成25年度当初予算額は、一般会計327億2,000万円、特別会計179億9,526万円、公営企業会計25億5,884万5,000円、全会計を合わせますと532億7,410万5,000円であります。なお、私の信念である安全安心な市民生活の確保に向け、紀の川市誕生以来、予算総額では最大の積極型予算となっております。

さて、平成25年度の主要事業の中で、とりわけ重点的に取り組む施策として、大きく5つの分野に分けて事業を展開してまいります。

1つ目は「安全・安心なまちづくり」、2つ目に「少子高齢化・人口増対策」、3つ目に「農業・産業の活性化」、4つ目に「広域行政事業」、5つ目に「その他」として取り組んでまいります。

まず1つ目の重点政策である「安全・安心なまちづくり」について、昨年度に引き続き、特に教育施設の耐震化に重点を置き、平成27年度までには全ての小・中学校の耐震化を完了し、紀の川市の子どもたちが安全安心して学ぶことができるよう、教育環境の整備を図ってまいります。

教育文化関係での主な事業としては、粉河中学校校舎等改築事業で、かねてより建設を進めてまいりました当事業が、本年7月に完成する予定であります。

次に、那賀中学校の格技場新築事業では、那賀中学校には格技場がなく、柔剣道の授業が既存の旧体育館で行っていましたが、耐震診断の結果、老朽化が著しく、耐震性等に問題があるため、新たに格技場を平成25年度中に建設をいたします。

次に、竜門小学校校舎改築事業では、老朽化の著しい校舎、体育館、プールを既存の場所から県道北側のグラウンドに改築し、平成27年度中の完成を目指しております。

次に、学校給食センター建設整備事業では、打田・桃山・貴志川管内の小・中学校に対応できる給食センターを、平成26年6月の完成を目指してまいります。

次に、都市公園整備事業として打田総合スポーツ公園を整備し、市の総合的なスポーツレクリエーション拠点施設として、また市民の方々から健康増進や地域コミュニケーションの促進を図るため多目的利用できる、約2,000人収容が可能な体育館等を新設し、平成27年度に市民公園が完成するよう目指してまいります。

次に、道路・橋梁関係では、市民の皆さんが安全かつ快適に過ごせるよう、道路・橋梁の整備を計画的に行ってまいります。

紀の海広域施設組合周辺対策事業では、平成27年11月に稼働予定の紀の海広域施設組合ごみ処理場へのアクセス道路を整備してまいります。

次に、社会資本整備道路改良事業で、一例をあげますと本庁舎周辺の交通渋滞の緩和及び通行安全を確保するため、平成27年度にかけ道路整備を行ってまいります。

次に、市道等改良事業では、地元からの要望があります身近な生活道路について、計画

的に地元関係者と協議の上、整備を図ってまいります。また、橋梁維持修繕事業では、橋梁長寿命化計画に基づき優先順位をつけ、修繕工事を行ってまいります。

次に、防犯・防災関係においては、住民の財産を守り、さらなる消防施設の充実を図るために消防器具庫の整備を行うとともに、消防水利の基準に沿って防火水槽を計画に整備してまいります。

また、木造住宅耐震化促進事業では、旧基準木造住宅の耐震診断や耐震工事への補助を行ってまいります。

次に、健康・医療関係では、「有効な健診」を「多くの人」に「正しく行う」をスローガンに、特定健診やがん検診を実施します。広報・啓発活動として、引き続きピンクリボンキャンペーン事業を進めると同時に、乳がんの早期発見、早期治療を行うために乳がん検診事業を行ってまいります。

次に、水道関係では、市民の皆様が安全で安心のできるおいしい水道水を継続的に供給できるように、施設の更新や耐震化についても計画的に実施してまいります。水道未普及地域解消事業（麻生津簡易水道区域拡張事業）では、麻生津簡易水道を拡張し、平成28年末までに韮淵・細野地区に給水が行える予定であります。

また、水道施設整備事業で一例をあげますと、既存の施設が老朽化のため、昨年から進めております穴伏浄水場の改築に取り組み、平成26年度に完成するのを目指しております。

続きまして、2つ目の重点施策である「少子高齢化・人口増加対策」について、私の公約にありました子育て支援策の1つであり、子ども医療費助成事業で、小学校卒業までの医療費無料化事業を本年も継続し、疾病の早期発見、早期治療を促進して、子育てに伴う保護者の経済的負担軽減をしております。また、第3子以降に係る保育料の無料化につきましても、保護者の負担軽減を図るため、引き続き私立保育園、幼稚園にも拡大し、実施してまいります。

私立保育園運営事業では、保育環境の向上を目指すとともに、私立保育園の運営を支援するため、本年度も運営費や特別保育事業に係る各種補助金を交付してまいります。

次に、子育て支援関係では、安心して子育てができる環境整備を積極的に行ってまいります。本年度は、子ども・子育て支援事業として、子ども・子育て関連3法成立に伴い、乳幼児の学校教育、保育、地域の子ども、子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。

次に、放課後児童健全育成事業では、市内10カ所の学童保育の充実を目指しております。なお、本年は貴志川地区の老朽化した学童保育「こどもくらぶ」施設を新たに建てかえ、本年度中の完成を目指しております。

次に、本市の人口増加対策、平成23年度から市内からの人口流出に歯どめをかけ、定住化を促進し、地域経済や財政を支える若い世代の人口誘導策を総合的に講じ、長期総合計画に掲げる平成29年度末の人口7万人を目標に、定住化の促進と人口増加対策に引き

続き取り組んでまいります。

若者定住促進奨励事業では、対象年齢40歳未満の方で、紀の川市内において新築もしくは中古住宅を購入された方、市内在住者については40万円、また市外からの転入者については10万円の加算金を含め、50万円の奨励金を給付する事業であります。

婚活事業では、男女出会いの場を設ける婚活支援を、昨年に引き続き積極的に行ってまいります。

次に、「ようこそ紀の川市へPR事業」では、フリーマガジンの広告媒体を利用し、若者層を対象に、市の情報を発信してまいります。また、本年度はホームページをリニューアルして、よりわかりやすく新鮮な情報を市内外に提供してまいります。

不妊治療助成事業では、市独自に一般治療や特定不妊治療の助成制度を拡充し、対象者の方々の経済的負担を軽減してまいります。

空き家・農地・人材情報バンク事業では、市内の空き家の現状調査を行い、そのデータをもとに新規就農者の支援として、空き住宅の情報提供のための準備作業を進めてまいります。

また、福祉対策関係では、高齢者自立支援事業で、昨年度から在宅の要介護3から5の方々に理髪店の理容師を派遣し、調髪を行いました。さらに本年度から新規に重度の身体・知的・精神障害者の方々にも訪問理容サービスの助成を拡大し、清潔で快適な在宅生活の支援と介護の負担軽減を行ってまいります。

3つ目の重点施策である「農業・産業の活性化対策」については、市の基幹産業が農業であることから、安全安心な農産物を生産するため、農業基盤整備や農業の担い手育成、経営支援などの施策が必要であります。そのために主な基盤整備事業として、ため池整備や農道整備等、順次、計画的に実施してまいります。

また、農産物販売促進事業では、紀の川市産農産物の販売促進について、私が先頭に立ち、大都市圏を中心にトップセールスを実施し、紀の川市が誇るハッサク、イチジク、桃、柿、キウイなどの果物をPRし、「果樹王国紀の川市」の存在を全国に発信し、販路拡大を図ってまいります。

さらに、観光協会運営補助事業として、地域性を生かした農産物・推奨特産品の開発、PRと販路拡大のために、紀の川市観光協会への支援を行ってまいります。

また、本市は平成22年10月に近畿で初めて「食育のまち」宣言を行い、食育を市民運動として展開するとともに、観光や産業振興も含めたまちづくり、人づくりにも結びつけてまいります。

次に、鳥獣対策事業では、年々増加する鳥獣被害対策として、有害鳥獣捕獲頭数に応じた補助金等、予算を措置し、対応いたしております。

次に、産業振興については、昨年、北勢田第2工業団地が完成し、今後もさらなる産業の振興と地元雇用の拡大を図り、地域の活性化を目指してまいります。

企業誘致・企業立地促進事業では、市民の雇用機会の拡大と自主財源の確保のため、戦

略的に企業誘致活動を行ってまいります。

また、企業の立地を促進するため、各種優遇処置を行ってまいります。

4つ目の重点施策である「広域行政事業」として、紀の川市、海南市、紀美野町の2市1町で取り組むことになっております広域ごみ処理施設「紀の海広域施設組合事業」では、紀の海広域施設組合運営に要する経費を負担として計上いたしております。本年度は主に施設建設場所であります紀の川市桃山町最上地区の敷地造成工事を完了し、一部広域ごみ処理施設の建設工事に取りかかります。

次に、那賀消防組合では、住民の方々の生命と財産を守るため、那賀消防組合運営に要する経費を負担金として計上しております。本年度は、高規格救急自動車1台、消防ポンプ車1台の購入を予定いたしております。

5つ目の重点施策のうち主なものは、次の2事業であります。

まず1点目、新庁舎建設事業については、市民の方々に利用しやすく、また防災拠点の役割が果たせるエコ庁舎での業務が、平成25年1月4日から開始されました。本年度は、主に旧庁舎を解体し、新庁舎と南別館を結ぶ連絡通路と新庁舎前の駐車場を整備し、本年7月の完成を目指しております。

2点目は、平成27年に和歌山県で第70回国民体育大会が開催されることに伴い、紀の川市ではサッカー、ハンドボール、ソフトボールが開催される予定となっており、国民体育大会の周知と機運を高めるため、和歌山電気鉄道株式会社貴志川線の車両へのラッピング広告を活用した広報活動や、円滑な運営に向けた諸準備を行う経費を予算措置しております。

以上、平成25年度当初予算の重点事業について概要説明をいたしました。今後は、限られた財源の中で、行財政改革への取り組みをさらに強化し、諸課題への対応を着実に進め、健全な財政運営に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例議会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、専決処分にかかる報告議案1議案、諮問4議案、条例制定、一部改正、廃止に係る議案16議案、平成24年度各会計補正予算に係る議案9議案、平成25年度各会計予算に係る議案24議案、指定管理者の指定に係る議案3議案、市道路線の認定議案1議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更議案1議案、紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議議案1議案、計60議案であります。

その概要を申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、国からの通知による経済危機対応、地域活性化予備費の活用について、緊急性の高い事業の経費1億2,800万円を増額補正したものであります。

諮問第1号から諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦については、紀の川市人権擁護委員のうち、3名が平成25年6月30日に任期満了となるため、藤永^{ふじなが} 弘君、

政本英嗣君、門 啓子君を、また1名が平成24年12月31日に辞任されたことに伴い、栗栖恵子君を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 紀の川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと、議案第2号 紀の川市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての2議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、必要な基準を定めるものであります。

議案第3号 紀の川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第4号 紀の川市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号 紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第6号 紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての3議案は、地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、必要な基準を定めるものであります。

議案第7号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、社団法人紀の川市シルバー人材センターが公益社団法人に移行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、地域社会における共生の実現に向けて、新たな傷害保険、福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

議案第9号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第10号 紀の川市都市公園条例の一部改正について、議案第11号 紀の川市公共下水道条例及び紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 紀の川市特定環境保全公共下水道条例の一部改正について、議案第13号 紀の川市準用河川管理条例の一部改正についての5議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正については、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が公益財団法人に移行したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福

祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係条例を整理するものであります。

議案第16号 紀の川市レスパイト粉河条例の廃止については、紀の川市レスパイト粉河事業の終了によるものであります。

議案第17号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第25号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9議案については、事業執行における過不足の調整による補正であります。

議案第26号 平成25年度紀の川市一般会計予算についてから、議案第49号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの24議案については、平成25年度の各会計当初予算であり、先ほど概要の一部を説明させていただきましたが、資料として平成25年度当初予算の概要を添付いたしておりますので、詳細説明は省略させていただきます。御了承賜りたいと思います。

議案第50号 指定管理者の指定については、青洲の里施設の施設の指定管理者の指定についてと、議案第51号 指定管理者の指定については、ハイランドパーク粉河の指定管理者の指定についてと、議案第52号 指定管理者の指定については、細野溪流キャンプ場の指定管理者の指定についての3議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号 紀の川市道路線の認定については、寄附により取得した新設道路を紀の川市道路線として認定するものであります。

議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、平成24年第1回紀の川市議会定例会で議決を得ました紀の川市中鞆淵辺地総合整備計画について、事業の追加により総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第9項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議については、事務所の位置を変更することに伴い、規約変更について関係地方公共団体の協議を経て、県知事に届け出するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求

めます。

提案理由は、地方自治法第179条第3項の規定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2ページは、専決処分書です。

専決日は平成24年12月28日です。

専決理由は、平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。国土交通省の社会資本整備総合交付金における経済危機対応、地域活性化予備費に伴う補正予算でございまして、平成25年度当初予算に予定しておりました道路橋梁費のうち、緊急性の高い事業について前倒しで補正をしております。

別冊の予算書、平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）の1ページをお開き願います。

平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

補正額は1億2,800万円、補正後の総額は341億764万2,000円となります。

2ページをお願いいたします。

歳入におきましては、国庫支出金7,040万円、繰入金1,490万円、市債4,270万円、合わせて1億2,800万円、歳出では土木費で同額を補正してございます。

4ページをお開きください。

補正後の地方債限度額が2億3,190万円となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金7,040万円、社会資本整備総合交付金で55%の補助率でございます。

18款繰入金は、財政調整基金からの繰入金でございます。

21款市債、1項市債、4目土木債は道路橋梁整備事業債、合併特例債でございます。

次のページの歳出でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、13節委託料1,000万円は、橋梁3橋の補修設計費、15節工事請負費は1,000万円、橋梁1橋の補修工事費でございます。3目道路橋梁新設改良費、15節1億800万円は市道井田中ノ才線道路改良事業1億円と、昨年8月に実施しました通学路の緊急合同点検結果に基づく交通安全施設の整備事業費800万円を合わせた額でございます。

以上、専決処分いたしました補正予算について御報告をし、御承認を求めます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから諮問第1号から諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦について、御説明させていただきます。

議案書3ページからでございます。

今回、人権擁護委員3名が来る平成25年6月30日をもって任期満了となり、また1名が平成24年12月31日をもって辞任されましたので、今回、4名の方を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、諮問をするものでございます。

人権擁護委員法では、市町村長はその市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されています。これにより、議会の議決を求めるものでございます。

3ページです。

諮問第1号につきましては、住所 紀の川市田中馬場185番地内3号、氏名 ^{ふじなが}藤永 ^{ひろむ}弘、生年月日 昭和20年8月6日生まれ、67歳、再任でございます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

諮問第2号につきましては、住所 紀の川市赤尾68番地、氏名 ^{まさもとえいじ}政本英嗣、生年月日 昭和25年1月15日生まれ、63歳、新任でございます。

5ページをお願いします。

諮問第3号につきましては、住所 紀の川市中三谷8番地15、氏名 ^{かど}門 ^{けいこ}啓子、生年月日 昭和26年9月9日生まれ、61歳、再任でございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

諮問第4号につきましては、住所 紀の川市貴志川町長山277番地495、氏名 ^{くりすけいこ}栗栖恵子、生年月日 昭和30年2月21日生まれ、58歳、新任でございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっています。

以上、諮問4件についてよろしくをお願いいたします。

4名の略歴等につきましては、議案書97ページから100ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で、諮問第1号から諮問第4号の説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから議案第1号から議案第3号まで、3議案について御説明させていただきます。

まず7ページ、議案第1号につきましては、紀の川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令において定めることとされていた指定地域密着型サービスに関する基準等が地方自治体の条例により、必要な基準等を定めることとされたため、制定するものです。

8ページ、9ページをごらんください。

条例の第1条では条例制定の趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を、第4条では指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、指定の申請者について法人と定める旨を、第5条では指定

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、サービス提供記録の保存期間、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員、及び第6条から第8条までの既定以外は厚生労働省令による基準をもってその基準とする旨を、第6条では利用者の人権擁護を、第7条では災害対策推進員の配置を、第8条では衛生管理推進員の配置を定めており、附則で平成25年4月1日から施行することとしております。

続きまして、10ページをお開きください。

議案第2号に移らせていただきます。

議案第2号では、紀の川市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定でございます。

今回の提案理由といたしまして、議案第1号と同様でございますが、介護保険制度の改正により、これまでの厚生労働省令において定めることとされていた部分を改正するものでございます。

11ページから12ページをお開きください。

条例の第1条では同じく趣旨を、第2条では用語の定義を、第3条では地域密着型介護サービス事業者の指定に関する基準のうち、指定の申請者について法人とする旨を、第4条では地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、サービス提供記録の保存期間、及び第5条から第7条までの規定以外は厚生労働省令による旨を、第5条では利用者の人権擁護を、第6条では災害対策推進員の配置、第7条では衛生管理推進員の配置として、附則でこれも同じく平成25年4月1日からとしております。

続きまして、13ページをお開きください。

議案第3号 紀の川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合、市が設置しなければならない対策本部に関し、必要な条例を定めるものです。

14ページでございますが、第1条では趣旨を、第2条では本部長、副本部長、本部員を置き、ほかに必要な職員を置くことができる旨を、第3条では対策本部の会議について、本部長が招集する旨を、第4条では部の設置について、第5条では委任について、その他必要な事項は本部長が定める旨を、また、附則で新型インフルエンザ対策措置法の施行の日から施行するものとしてしております。

以上、議案第1号から議案第3号までの3議案について、御審議の上、御可決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから議案第4号、議案第5号について、御説明申し上げます。

議案書15ページをごらん願います。

議案第4号 紀の川市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

紀の川市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことによりまして、必要な基準を定めるためのものがございます。

次のページをお願いします。

地域自主性第2次一括法の施行によりまして、公園管理者等は特定公園施設の新設、増設または改築を行うときは、当該特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合させなければならない基準の条例の制定が必要となったものがございます。

続きまして、議案第5号について御説明申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

議案第5号 紀の川市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、紀の川市道路の構造の技術的基準を定める条例を、別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、道路法の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことに伴いまして、必要な基準を定めるものがございます。

次のページをお開き願います。

地域主権第1次一括法の施行によりまして、道路法改正に伴い、政令もしくは内閣府及び国土交通省令で定められている基準等を参酌して、条例委任されるものがございます。

第1条では、根拠法令により条例の趣旨を示してございます。第2条では、道路の技術的基準を政令で定める道路構造令の規定の令によるとするものがございます。第3条では、道路に設ける道路標識の寸法を内閣府、国土交通省令で定める道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定の令によるとするものがございます。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものがございます。

以上、御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから議案第6号 紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、水道法の一部改正が施行され、布設工事

監督者の配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準については地方公共団体が条例で定めることと定められたため、条例を制定するものでございます。

次の26ページをお願いいたします

第1条では本条例の趣旨を、第2条では布設工事監督者を配置しなければならない工事について、第3条では布設工事監督者が有すべき資格について、27ページの第4条では水道技術管理者が有すべき資格について定めてございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、総務部から議案第7号、議案第8号の提案理由の御説明をさせていただきます。

議案第7号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について。

紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由でございますが、社団法人紀の川市シルバー人材センターがこの4月1日から公益社団法人に移行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページの改正本文をお願いいたします。

第2条、第1項、第2号を公益社団法人紀の川市シルバー人材センターと改めております。施行は、平成25年4月1日からでございます。

101ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

続いて、次のページの議案第8号をごらんいただきたいと思います。

議案第8号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を、別紙のとおり改正するものとする。

提案理由、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者自立支援法の一部改正が平成25年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページの改正本文をごらんいただきたいと思います。

第9条の2第1項、第2項中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

施行日は平成25年4月1日からとしております。

102ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

総務部からは以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから議案第9号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。
提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、必要な基準を定めるためでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第32条を第33条とし、第31条の次に、次の1条を加えるということで、新たに第32条として1号から11号までの一般廃棄物処理施設の維持管理に係る技術管理者の資格要件を規定するものでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の規定で、一般廃棄物の処理施設の設置者は、当該処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないと規定されており、同条第3項で市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して、当該市町村の条例で定める資格と規定されたため、定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

資料として、新旧対照表を103ページから105ページに添付してございます。ごらんおきいただきたいと思っております。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、私のほうから議案第10号から議案第13号までの4議案について、御説明申し上げます。

議案書36ページをごらん願います。

議案第10号 紀の川市都市公園条例の一部改正について。

紀の川市都市公園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、都市公園法の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

地域自主性第2次一括法の施行によりまして、地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の設置及び規模に関する技術的基準を参酌して、条例で定める基準に適合するように行うものとするため、紀の川市都市公園条例の一部改正が必要となったものでございます。

なお、106ページに資料としまして新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

続きまして、議案第11号について、御説明申し上げます。

議案書39ページをごらん願います。

議案第11号 紀の川市公共下水道条例及び紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例の制定について。

紀の川市公共下水道条例及び紀の川市公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、下水道法の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

地域自主性第2次一括法の施行によりまして、下水道法の一部改正に伴い、今まで政令、省令で規定されていたものが条例に委任されました。公共下水道条例では、政令を参酌の上、用語の定義、第2条に（11）を加え、排水施設の構造の技術上の基準第22条、及び適用除外第23条に規定の条文を新設するものでございます。

また、第3章、土地下水道において、構造の技術上の基準第35条、及び維持管理の技術上の基準第36条に規定の条文を新設するものでございます。

公共下水道事業受益者分担金条例につきましては、公共下水道条例改正に伴う条例のみの変更となります。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、112ページに資料としまして新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

次に、議案第12号について、御説明申し上げます。

議案書43ページをごらん願います。

議案第12号 紀の川市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

紀の川市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、制定するものとする。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、下水道法の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

地域自主性第2次一括法の施行によりまして、下水道法の一部改正に伴い、今まで政令、省令で規定されていたものが条例に委任されました。公共下水道の構造の技術上の基準第13条、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準第14条、排水施設の構造の技術上の基準第15条、処理施設の構造の技術上の基準第16条、適用除外第17条、及び市の処理場の維持管理に関する基準第18条に規定の条文を新設するものでございます。

附則としまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、118ページに資料として新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、議案第13号について、御説明申し上げます。

議案書47ページをお開きください。

議案第13号 紀の川市準用河川管理条例の一部改正について。

紀の川市準用河川管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、河川法の一部改正が平成24年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

地域主権第1次一括法の施行により、河川法の改正に伴い、政令で定められている基準等を参酌して、条例委任されるものでございます。まず、第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加えるものでございます。

第2条として、準用河川の河川管理施設における技術的基準を河川管理施設等構造令の規定の令によるとするものでございます。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、122ページに資料としまして新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時00分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、提案理由説明を続けます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。

議案書49ページをお願いします。

議案第14号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

紀の川市那賀B&G海洋センター条例を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由につきましては、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団が公益財団法人に移行したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

紀の川市那賀B&G海洋センター条例を次のように改正する。

第1条中、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団を公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案の資料として、123ページに新旧対照表を添付させていただいておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから議案第15号と議案第16号について、御説明させていただきたいと思います。

まず、議案第15号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でございます。

提案理由といたしまして、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備に関する法律が公布され、これに伴い関係条例を精査するためのものでございます。

52ページ、条例の第1条の紀の川市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例と、また第2条紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部の改正は、法律の名称を障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改めるものでございまして、それに伴う改正でございます。第3条は、紀の川市ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の改正は、難病患者等が障害福祉サービスの対象に移行されることに伴い、現行の条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、平成25年4月1日より施行するものです。

また、資料はページ124、125に新旧対照表を添付しておりますので、御高覧いただきたいと思っております。

続きまして、53ページ、議案第16号に移らせていただきます。

紀の川市レスパイト粉河条例の廃止について、御説明申し上げます。

54ページの廃止条例でございます。

今回、障害者自立支援法による地域支援事業の日中時支援事業や生活支援事業などのサービスの利用が定着し、レスパイト粉河事業がこれらの施策で対応できるため、今回、条例を廃止するものでございます。

以上、議案第15号、議案第16号につきまして、御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、55ページをお願いいたします。

議案第17号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、御説明さ

させていただきます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の予算書、1ページをお開きいただきたいと思います。

第6号の補正額は2億4,827万円の減額で、補正後の総額は歳入歳出338億5,937万2,000円となります。

今回の補正予算は、平成24年度決算状況を見込んだ中で、事業執行における過不足の調整を行うほか、国の補正予算による社会資本整備総合交付金を活用し、平成25年度予算で執行予定の事業を前倒して計上した予算としております。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債補正に係る規定です。

次の2ページから6ページは歳入歳出の款項別の補正額でございます。

7ページをお開きください。

繰越明許費ですが、4款衛生費から10款教育費まで、12事業がございます。本年度中の執行が見込めませんので、翌年度に繰り越して執行いたします。

次のページをお願いします。

今回の補正による各事業の地方債の限度額を変更しております。

続きまして、14ページをお開きください。

歳入の補正のうち、主なものについて御説明申し上げます。

12款分担金及び負担金、1項分担金は事業の確定によるもののほか、2目農林業費分担金、1節農業費分担金、一番下の農業水利施設保全合理化事業分担金315万円、これはため池整備の地元分担金でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金のうち1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の中で、障害者自立支援医療費負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害児施設給付費等負担金の増額は、障害者自立支援給付等事業の増額に伴うものでございます。

次のページの第2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金1億1,934万1,000円の増額、社会資本整備総合交付金で、平成25年度事業前倒しによる道路橋梁整備事業、粉河運動場整備事業、下野井改良住宅改修事業に係る補助金でございます。

次の4目の教育費国庫補助金1億7,085万7,000円の増額、同じく平成25年度事業の前倒しによります小・中学校校舎等耐震補強事業に係る補助金のほか、本年度事業の確定分を相殺した額でございます。

16ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金のうちの増額分は、国庫負担金と同様に障害者自立支援給付等事業の増額に伴うものでございます。

2項の県補助金、1目総務費県補助金の555万円ですが、県から払い下げを受け、現在改修中の旧那賀農村青少年センターの耐震改修費の補助金でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

16款の財産収入、1項財産売払収入、1目不動産売払収入484万円、これは本年度

1月末までに売り払った普通財産17件の収入金でございます。

次のページ、18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金。1節の財政調整基金繰入金1億6,561万1,000円の増額です。増額の理由ですが、当初予算でパークゴルフ場整備事業の財源として地域振興基金を充当しておりましたが、この事業が平成25年度に繰り越すことになりましたので、財源を財政調整基金に振りかえております。

したがいまして、3節地域振興基金は減額としております。

次に、20ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入の中の土地開発公社事業費補助金過年度精算金5,268万1,000円につきましては、北勢田第2工業団地造成事業に係る市補助金の精算による土地開発公社からの返還金でございます。

2つとんで、かんきつ産地緊急対策事業補助金返納金は、桃山総合選果場跡地を学校給食センター建設地として購入するために、建設費に助成された県補助金の一部を返還しなければなりません、その返還金についてはJA紀の里の負担となりますので、ここに計上してございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

23ページをお開き願います。

まず、2款総務費、1項総務管理費、9目交通政策費でございますが、地域巡回バス運行補助金1,200万円の減額です。地域巡回バスの粉河那賀路線、桃山路線が国庫補助金の対象になりましたので、料金収入と相殺して減額としてございます。

13目電算管理費、13節、14節、18節はプロポーザルによる業者選定の結果、契約額との差額を減額しております。

続いて、24ページをお願いいたします。

18目庁舎建設費、15節工事請負費の減額、主に太陽光発電装置の請負差額による減額でございます。18節備品購入費4,270万9,000円の減額、同じく入札差額による減額となっております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者自立支援費4,389万2,000円の増額です。主に障害者福祉サービスの給付費の増加、また平成25年4月の障害者自立支援法改正に伴うシステム改修費などの所要額を増額しております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、19節のうち紀の海広域施設組合負担金882万円の増額としております。これは、広域ごみ処理施設建設用地における調整池からの放流水路の用地購入と、その工事に要する経費の本市の負担額を計上しております。

次の2目塵芥処理費2,515万9,000円の増額です。市内3カ所の焼却施設の臨時職員の超過勤務手当のほか、海南市への委託処理量が増加したため、ごみ処理委託料を

増額しております。

続きまして、6款農林業費、1項農業費、5目農業経営基盤強化促進対策事業費、19節5,497万5,000円の減額です。新規就農総合支援事業青年就農給付金、農地集積協力金とも、実績により大幅な減額となっております。

次の34ページをお願いします。

23節の県支出金返還金1,094万3,000円につきましては、歳入で申し上げました桃山総合選果場の取り壊しによる県支出金返還金でございます。

次に10目農業施設整備事業費、19節のうち県営畑地帯総合土地改良事業負担金は、県の補正予算により588万6,000円の増額。県営中山間地域総合整備事業負担金252万4,000円は、事業費の確定による増額。県営ため池等整備事業負担金は、県の補正予算による827万6,000円の増額。県営地域ため池総合整備事業負担金は、平成25年度事業の前倒しとして214万5,000円の増額でございます。

次のページでございます。

11目の土地改良事業費1,809万1,000円は、県の60%の補助を受け、市内4カ所のため池の保全、灌がい排水整備等を行う事業でございます。全額繰り越しになります。

続きまして、37ページです。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費、15節工事請負費1億1,000万円、国の補正予算による社会資本整備総合交付金を活用しまして、京奈和自動車道路インターチェンジへのアクセス道路の整備と老朽化が著しい市道の修繕等を行うため、平成25年度事業を前倒しで計上しております。この事業も全額繰り越しになります。

4項都市計画費、6目都市公園整備事業費、13節委託料のうち、設計監理委託料1,500万円は粉河運動場整備工事設計監理委託料。

次のページの15節工事請負費1億270万円は、国の補正予算による社会資本整備総合交付金を活用して実施する粉河運動場整備事業1億6,500万円と、打田体育館、プール解体工事等の差額6,230万円を相殺した額を計上してございます。

次の5項住宅費、1目住宅管理費、15節の工事請負費8,461万4,000円は、下野井改良住宅改修工事費でございます。全額繰り越しになります。

9款消防費、1項消防費、2日常備消防費409万4,000円の増額。早期退職者の総合事務組合への特別負担金支出増に伴いまして、那賀消防組合負担金が増額しております。

5目の水防費、13節委託料、樋門等操作業務委託料123万7,000円、国の委託単価のアップによる増額でございます。

次のページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費1,015万5,000円は、国の前倒し措置による学校施設環境改善交付金を活用した工事費7,282万

1,000円から、本年度契約済みの入札差額を相殺した額を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費5,211万8,000円の増額、これも同じく国の前倒し措置による学校施設環境改善交付金を活用した工事費5,340万8,000円から、本年度契約済みの入札差額を相殺した額でございます。

3目学校建設費の15節2億1,980万円の減額につきましては、粉河中学校校舎等改築事業の入札差額による本年度支払い分の減額でございます。

42ページをお願いいたします。

6項保健体育費、5目学校給食費7,905万1,000円の減額です。13節、17節とも学校給食センターの事業費確定による減額でございます。

以上が歳入歳出の主な内容でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから議案第18号、議案第19号の2議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第18号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条、第1項でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,545万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ85億699万4,000円と定めるものでございます。

第2項については、歳入歳出の予算補正でございます。2ページが歳入、それから3ページが歳出でございます。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括のほうをごらんいただきたいと思います。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入では3款国庫支出金、6款県支出金、7款共同事業交付金、9款繰入金につきましては、額の確定に伴う所要の措置でございます。

それから、5ページの歳出につきましては、2款保険給付費のうち、退職被保険者等療養給付費に不足が見込まれることからの増額措置、7款の共同事業拠出金につきましては、高額医療拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う負担額の減額措置でございます。また、9款基金積立金におきましては、補正に伴います財源措置として国民健康保険事業運営基金への積み立てを行ってございます。

続きまして、別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第19号ですが、別冊の予算書をお願い申し上げます。

まず、1ページでございます。

第1条、第1項で歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ59万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億410万7,000円とするものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算補正でございます。2ページが歳入、それから3ページが歳出でございます。

2ページ、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書総括をお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入では保険基盤安定繰入金等の確定に伴う減額措置でございます。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う減、及び事務事業等の確定に伴います減額措置でございます。

以上で、議案第18号、議案第19号の2特別会計補正予算議案についての説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから議案第20号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の介護特会の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,962万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を59億2,135万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正後の金額は、2ページ以降の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

今回の補正の主な内容につきましては、各種介護サービス等の受給者及び高度の受給者の増加により大幅な増額補正を、また歳入におきましては介護給付費地域支援事業費の事業見込みに伴う国県補助金、また支払い交付金の額が確定したことによる予算補正を行うものです。

不足財源につきましては、介護給付費準備基金の繰り上げにより予算措置をお願いするものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第21号について御説明申し上げます。

平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ1億7,464万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億222万7,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

第2条として、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、4ページの「第2表 繰越明許費」のとおりです。

第3条の地方債の変更は、5ページの「第3表 地方債補正」のとおりです。

補正内容につきましては、事項別明細書の6ページ以降にございますように、まず歳入でございますけれども、1款の分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料につきましては、決算見込みにより減額でございます。

3款の国庫支出金につきましても交付決定額のとおり減額を、8款の諸収入につきましても消費税及び地方消費税の還付額の確定によりまして減額でございます。9款市債につきましては、事業費の確定に伴う借入額の減額でございます。

次に歳出でございますが、11ページの1款1項1目一般管理費につきましては、加入者見込みの修正に伴い、排水設備工事補助金の減額を、2目の施設管理費では処理場への流入水の増加に伴いまして、圏域の流域下水道維持管理負担金を増額してございます。

また、2款1項1目公共下水道事業費の工事請負費につきましては、交付金の決定に伴う減額で、水道補償費につきましても下水道工事の基礎となる水道管の移設費用の確定により減額を行ってございます。

2目の流域下水道事業費では、水質検査費用の減額並びに紀の川中流域下水道那賀処理区事業建設負担金並びに処理場周辺の地域整備負担金において、事業費の確定によりまして、紀の川市の負担額が確定したことによる減額となっております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、私のほうから議案第22号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の簡易水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ617万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,662万8,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条の地方債につきましては、4ページをお願いいたします。

事業費の確定に伴い、限度額の変更をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、5ページの補正予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入では、1款分担金及び負担金につきましては実績に伴う所要の補正を、4款繰入金並びに6款諸収入、及び7款市債につきましては事業費の確定に伴い減額補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、6ページをお願いいたします。

1款衛生費におきまして、委託料並びに工事請負費の確定に伴い減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから議案第23号 平成2

4年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

別冊補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既定予算額に歳入歳出それぞれ8,350万2,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ8,440万1,000円とするものでございます。

主な補正内容としましては、6ページの事項別明細書に示しておりますとおり、まず歳入では、1款2項土地売却収入において、財産区所有の土地を紀の海広域施設組合が整備する広域ごみ処理排水路の用地として売却するための予算措置となっております。

次に、2款1項基金繰入金につきましては、大字交付金として支出するための予算措置となっております。

次に7ページの歳出、1款1項1目19節の大字交付金につきましては、平成23年12月及び平成24年3月に紀の海広域施設組合ごみ処理施設の建設用地として売却し、基金に積み立てをしておりました金額の一部を地元最上区に交付するものでございます。なお、最上区への交付につきましては当財産区管理会において審議し、交付を決めたものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、私のほうから議案第24号及び議案第25号について、御説明申し上げます。

まず、別冊の水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第24号 平成24年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、紀の川市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入では6,520万8,000円の減額を、収益的支出では7,428万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入では8,570万円の減額を、資本的支出では1億2,452万6,000円の減額補正をお願いするとともに、資本的収入が資本的支出に対し不足する額についての補填方法を調整しております。

第4条の企業債につきましては、おめくりをいただき、2ページをお願いいたします。

事業費の確定に伴い、借り入れ限度額を8,570万円減額し、2億1,450万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、3ページからの補正予算実施計画書のとおりでございます。

収益的収入では、受託工事費の確定に伴い受託工事収益を、収益的支出では受託工事費並びに総係費において職員給与費確定による減額補正をお願いするものでございます。

また、5ページからの資本的収入及び支出では建設改良費における事業費の確定に伴い、資本的収入では企業債借入額を、資本的支出では建設改良費の減額補正をお願いするもの

でございます。

続きまして、議案第25号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の工業用水道事業会計補正予算、1ページをお願いいたします。

第2条の資本的支出につきましては、建設改良費における事業費の確定に伴い15万7,000円を減額し、資本的支出を1,537万5,000円とするとともに、資本的収入が資本的支出に対し不足する額についての補填方法を調整しております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、議案書の64ページをお開き願います。

平成25年度紀の川市一般会計予算について、当初予算について御説明申し上げます。

地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度紀の川市一般会計予算について議決を求めるものでございます。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度紀の川市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれに327億2,000万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項及び期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

地方債

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

一時借入金

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、99億円と定める。

歳出予算の流用

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

2ページから5ページの歳入では、1款市税から21款市債まで、それぞれの款項にわ

たりまして327億2,000万円の収入を見込んでおります。

6ページをお開き願います。

歳出につきましても、1款議会費から13款予備費まで、それぞれの款項において執行予定額327億2,000万円を計上してございます。

9ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為」でございまして。債務負担行為の事項、期間、限度額を順次申し上げます。

紀の川市土地開発公社が借り入れする事業資金の債務保証、平成25年度17億円。子ども子育て支援事業計画策定委託、平成26年度150万円。青洲の里管理運営委託、平成26年度から平成27年度3,600万円。ハイランドパーク粉河管理運営委託、平成26年度から平成27年度1,000万円。細野溪流キャンプ場管理運営委託、平成26年度から平成27年度280万円。学校給食センター建設整備事業、平成26年度6億7,442万4,000円。学校給食センター備品購入事業、平成25年度から平成26年度8,190万円。なお、紀の川市土地開発公社が借り入れする事業資金の債務保証につきましては、借り入れ期間中の利子を付した額も補償します。

11ページをお開きください。

「第3表 地方債」でございまして。

起債の目的と限度額を順次申し上げます。

庁舎建設事業1億5,690万円、児童福祉施設整備事業3,130万円、保健衛生施設整備事業3億970万円、清掃施設整備事業5億9,260万円、農業施設整備事業5,520万円、道路橋梁整備事業7,000万円、都市計画施設整備事業9億7,880万円、消防施設整備事業5,540万円、小学校施設整備事業1,180万円、中学校施設整備事業8億4,170万円、保健体育施設整備事業6億7,900万円、臨時財政対策債12億6,000万円、合わせて50億4,240万円です。

起債の方法は、いずれも普通貸借または証券発行、利率については5%以内でございまして。

13ページをお願いいたします。

13ページから15ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書でございまして。

327億2,000万円、前年度と比較をしまして5億6,000万円の減額、対前年度比マイナス1.7%となっております。

16ページをお開き願います。

歳入について主なものを御説明申し上げます。

市税のうち、1款市民税、個人市民税については昨年の景気の状態をかんがみ、当初予算比で1.5%の減を見込んでおります。

法人市民税減免課税分については、本年度の収納状況等により当初予算比で8.7%の伸びを見込んでおります。

2項の固定資産税、並びに5項の都市計画税については、家屋の新增築による微増はありますが、土地価格の下落が相変わらず続いていることによる影響、また収納率の上昇、厳正な滞納処分による未収額の減少に伴う滞納繰越額の減を見込んでございます。

3款の軽自動車税については、軽四輪の自家用車の増加を見込み、本年度収入見込み額の約1.4%の伸びとさせていただきます。

4項たばこ税は、本年度の収入状況を考え、当初予算比1.5%の減を見込んでございます。

20ページをお開き願います。

10款地方交付税です。今年度106億6,000万円を計上しております。前年度と比較して1億8,000万円の増額、対前年度比1.7%の伸びとなっております。

普通交付税については、平成24年度普通交付税の公債費以外の積み上げ分に地方財政計画の伸びマイナス2.2%を乗じると減額となりますが、合併特例債等の公債費算入分が増加したことにより、全体として増額となっております。

また、特別交付税については、平成23年度の額を根拠に算出した額を計上させていただいております。

以下、平成25年度予定しております各種事業にかかる財源として、20ページから21ページの12款分担金及び負担金で3億8,444万8,000円。

21ページから25ページにかけまして、13款使用料及び手数料で2億3,520万5,000円。

25ページから27ページ、14款国庫支出金で34億3,686万2,000円。

27ページから31ページの15款県支出金で16億5,074万3,000円。

31ページ、32ページ、16款財産収入では3,477万9,000円。

33ページ、34ページ、18款繰入金で20億3,087万9,000円。財政調整基金からは17億4,140万1,000円の繰り入れをさせていただきます。

37ページをお願いいたします。

37ページと38ページは市債でございます。市債の発行額は50億4,240万円でございます。歳入合計として327億2,000万円を計上させていただきます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

39ページをお開き願います。

各費目全般にわたりまして、一般職の給与費については554人の職員の給与費、共済費合わせまして40億4,344万9,000円、それから特別職、議員及びその他特別職の給与費につきましては、2,313名、3億2,850万5,000円を計上させていただきます。

まず、議会費から御説明をさせていただきます。

1款議会費、1節報酬、12月まで24名の議員報酬、1月以降は22名の議員報酬を計上し、3節職員手当、議員期末手当では、支給率を3.1月から3.95月に改定し、

所要額を計上してございます。

45ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費の13節委託料のうち、庁舎総合管理委託料として4,500万円を計上しております。新しい庁舎の電話交換業務、総合案内業務、常駐警備設備管理、清掃業務を包括的に託し、3年の長期契約により業務遂行の継続性を確保してございます。

14節の土地の借り上げ料1,524万8,000円、分庁舎廃止に伴いまして、今後、地権者に返還予定の土地賃借料を差し引いた額を計上してございます。

次の7目企画費では、人口増加対策事業の最終年度として、「ようこそ紀の川市へPR事業」として105万円、婚活支援委託料として100万円、若者定住促進奨励金8,000万円を計上してございます。

次の21節貸付金、土地開発経営支援資金貸付金14億円、土地開発公社の借り入れ利息を抑えるために、一般会計から低利の0.2%で貸し付けるものでございます。

52ページをお願いいたします。

15目の自治振興費でございます。13節の行政事務委託料として2,290万円、広報紙配布委託料1,648万5,000円でございます。

それから、17目の基金費、25節積立金には、将来の合併特例債償還の備えとしまして、減債基金に2億180万8,000円の積立金を計上してございます。

次のページをお願いいたします。53ページです。

18目庁舎建設費です。8月に予定の竣工式の経費のほか、15節の工事請負費の庁舎外構工事、それから南別館との連絡通路の工事費及び本体工事費の完成支払い分を合わせまして、3億103万8,000円を計上しております。

また、17節の公有財産購入費には、駐車場及び駐輪場の用地購入費として1,620万円を計上しております。

次の19目国民体育大会準備費につきましては、人件費を除きまして1,484万9,000円を計上し、平成27年度完成に向け、その準備経費を計上してございます。

56ページをお願いいたします。

2項徴税费の2目賦課費、13節委託料の中で、固定資産更新業務委託料6,486万9,000円、これは平成27年度の評価がえに向けての準備経費として増額をしてございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

4項選挙費の3目の市長選挙及び市議会議員一般選挙費、目計で7,375万6,000円でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。

3款1項2目の障害福祉費でございます。扶助費で6,412万7,000円、3目の障害者医療費の扶助費で2億8,130万8,000円、それから69ページと70ページの4目障害者総合支援費扶助費として9億3,780万8,000円を計上しまして、

障害者の方への医療費助成、障害者の方の生活の質の向上、社会参加等の促進を図るための予算措置をさせていただきます。

71ページをお願いいたします。

5目老人福祉費、13節委託料、高齢者自立支援事業として生活管理指導員派遣事業委託料、生活管理者短期宿泊事業委託料、外出支援サービス事業委託料、食の自立支援事業委託料、高齢者実態把握事業委託料、緊急通報体制整備委託料、合わせまして3,828万9,000円を計上するほか、20節の扶助費には養護老人ホーム入所施設への経費として1億695万8,000円を計上してございます。

74ページをお願いいたします。

11目の人権推進費には、目計で4,075万9,000円を計上し、人権啓発活動、りんぽ館運営事業費などを行ってまいります。

それから、77ページをお願いいたします。

14目の地域包括支援センター費5,404万7,000円を計上しております。昨年度までの法人への委託運営から、職員による地域包括支援センター運営費を計上してございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

2項の児童福祉費、1目児童福祉費総務費の15節の工事請負費4,720万円でございますが、中貴志小学校区の学童保育「こどもくらぶ」が利用します専用施設の改修事業費を計上しております。

次の2目の子ども医療費では、扶助費に1億9,052万6,000円を計上しまして、小学校卒業までの子どもへの医療費負担を助成いたします。

続きまして、86ページをお開きください。

3項の生活保護費の2目扶助費で5億6,430万1,000円を計上してございます。
○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、提案理由説明を続けます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 88ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の続きを御説明させていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、地域の医療体制充実のため公立那賀病院経営事務組合への負担金として5億4,566万1,000円、那賀休日急患診療所経営事務組合負担金として1,102万1,000円を計上してございます。

95ページをお願いいたします。

2項の清掃費、1目清掃総務費、19節に平成27年度の竣工を目途に広域廃棄物処理施設建設費用として、組合への負担金6億5,936万2,000円を計上しております。

97ページをお願いします。

2目の塵芥処理費、工事請負費6,300万円、新センター竣工までの各焼却施設の改修事業費でございます。

101ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費、19節で有害獣被害防止対策事業補助金904万円を計上しております。

次の102ページです。

5目の農業経営基盤強化促進対策事業費では、19節で新規就農総合支援事業青年就農給付金として5,925万円を計上してございます。

続きまして、105ページをお願いいたします。

10目農業施設整備事業費、19節で経営事業負担金として紀の里地区広域営農団地農道整備事業4,323万円、畑地帯総合土地改良事業3,750万円等々を計上しております。

続きまして、108ページをお開きください。

2項林業費の2目林業振興費、19節でアライグマなどの有害鳥獣捕獲事業補助金として408万3,000円を計上しております。

113ページをお開きください。

8款土木費でございます。1項土木管理費、2目地籍調査費で3億9,733万6,000円、国土調査法に基づきまして平成34年度の管理を目指しております。

116ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費の2目道路橋梁維持費、15節では長寿命化修繕計画に基づく橋梁の維持修繕事業、市道の維持修繕工事費として9,370万円。

次の3目の道路橋梁新設改良費の15節では、117ページですけれども、社会資本道路整備等の改良事業のほか、紀の海広域施設組合周辺整備事業などを合わせまして3億4,160万円を計上いたしております。

122ページをお願いいたします。

4項の都市計画費、5目都市公園整備事業費では、打田総合スポーツ公園の施設整備の2年目といたしまして、15節工事請負費で20億352万3,000円、17節で2,340万円を計上してございます。

128ページをお願いいたします。

9款1項4目消防施設費では、消防器具庫、防火水槽、消防施設の維持管理費用等々を合わせまして、目合計で1億283万8,000円を計上しております。

135ページをお願いいたします。

10款2項3目学校建設費でございますが、竜門小学校校舎改築事業に係る設計委託料など3,917万円を計上し、それから137ページの3項3目学校建設費では、本年度竣工の粉河中学校校舎改築事業費、それから那賀中学校の格技場新築事業費を合わせまして目合計で13億1,037万9,000円を計上してございます。

147ページをお願いいたします。

5項の社会教育費の8目生涯学習施設費、15節577万5,000円、これは粉河ふるさとセンター屋根の防水工事費でございます。

151ページをお願いいたします。

6項保健体育費でございます。3目の体育施設管理費で、粉河運動場災害復旧整備事業のほか、貴志川体育館のトイレ改修工事、それから粉河市民プールの解体工事を合わせまして、15節で8,994万3,000円を計上しております。

153ページをお願いいたします。

5目の学校給食費でございます。管内の旧打田、桃山、貴志川地区の小・中学校に対応できる学校給食センターの建設整備事業として、13節で設計委託料436万5,000円、管理委託料801万円、15節工事請負費で7億8,408万円を計上してございます。

続きまして、156ページをお願いいたします。

12款の公債費につきましては、今年度元利合わせまして53億817万8,000円の償還を予定しております。

以上で、歳出合計合わせて327億2,000万円を計上しております。

157ページから164ページには給与費の明細書、それから165ページ、166ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、167ページには地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

別冊で、平成25年度一般会計、特別会計、公営企業会計の当初予算と長期総合計画に定めた政策目標に沿った事業一覧を添付させていただいております。

以上で、平成25年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第27号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

特別会計予算書1ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000万円とするもので、対前年度500万円、14.3%の減額でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予

算」のとおりでございます。

主な内容につきまして、歳入では事項別明細書の7ページ中段にございますように、5款2項1目貸付金元利収入において、現年分滞納繰越分で合計で2,906万6,000円の計上でございます。現年度分では完済による対象債権数、額の減少、滞納繰越分では訪問償還指導の進捗によりまして、対前年度493万5,000円、14.5%の減少でございます。

次に、歳出では10ページにございますように、1款1項1目住宅新築資金等貸付事業において、繰出金で1,000万円の計上でございます。前年度より400万円の減額でございます。

次に中段、2款1項公債費、1目元金、2目利子において長期債元金、利子合計で前年度に比べまして177万円、15.6%の減少の予算計上となっております。

以上でございます。御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 議案第28号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、御説明させていただきます。

特別会計予算書の19ページをお開き願います。

平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計予算

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

20ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入では、財産収入として基金利子80万円を見込み、歳出で増額を土地開発基金に積み立てをするものでございます。

土地取得事業特別会計については以上でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから議案第29号から議案第31号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第29号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊の特別会計予算書26ページをお願いいたします。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ82億6,900万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」

によるところでございます。

第2条につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を25億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用ということで、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合として、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

31ページ、32ページの歳入歳出予算事項別総括をごらんいただきたいと思っております。

先ほど申しましたとおり、平成25年度の予算規模は82億6,900万円、前年度に比べまして2,600万円の減、率にしまして0.8%の減額予算でございます。

主なものにつきまして、歳出のほうから説明させていただきます。

32ページでございます。

本年度につきましては、加入世帯数で1万990世帯、被保険者数で2万500人、前年度より10世帯、350人の減と見込み、算定してございます。

1款総務費につきましては、被保険者管理に関する経費と国民健康保険税の賦課徴収に係る経費等として3,374万7,000円、前年度に比べ119万3,000円の減でございます。

2款保険給付費につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費について被保険者数の減が見込まれることから56億4,290万4,000円を見込み、前年度に比べ1億606万6,000円の減でございます。

3款後期高齢者支援金等につきましては、前年度の算定基準により見込み額を算定し、9億6,257万9,000円を計上、前年度比較5,215万6,000円の増でございます。

6款介護納付金につきましては、前年の納付金をもとに本年度における第2号被保険者一人当たり負担額を推計いたしまして、5億178万6,000円を見込み、前年度比3,243万4,000円の増でございます。

7款共同事業拠出金では、前々年度以前の実績等の増により9億9,590万8,000円、前年度比84万4,000円の増でございます。

8款保健医療費につきましては、前年度に比べ1,558万円の減額、7,269万7,000円を見込んでございます。これにつきましては、特定検診受診向上を推進すべく、広報等により周知に取り組んでおるところでございますが、近年、30%台の受診率で推移していることから、本年度につきましては受診率を35%と見込み、措置してございます。

11款諸支出金につきましては、直営診療施設の基金整備補助金等に係る繰り出し、それから公立那賀病院経営事務組合への繰り出し金等で4,940万4,000円、1,290万2,000円の増となっております。

歳出合計82億6,900万円、2,600万円の減となっております。

次にお戻りいただきまして、歳入のほうをお願いいたします。

31ページでございます。

国民健康保険税につきましては、被保険者の減及び不況による所得の低下が見込まれることから16億9,810万円、前年度比各1億2,950万円の減と見込んでございます。

3款国庫支出金につきましては、療養給付費負担金及び普通調整交付金の減が見込まれることから20億4,454万7,000円、前年度比1億4,240万1,000円の減でございます。

次の4款療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者保険税の減により5億9,398万1,000円、6,849万4,000円の増と見込んでございます。

5款前期高齢者交付金は、前年度交付をもとに算定いたしまして19億5,698万7,000円、前年度比較9,408万3,000円の増と見込んでございます。

6款県支出金につきましては、財政調整交付金の減が見込まれることから4億4,584万6,000円、前年度比1,152万9,000円の減と見込んでございます。

9款繰入金につきましては、5億9,689万円、9,605万6,000円の増、このうち国民健康保険事業運営基金からの繰り入れとして2億2,055万9,000円を見込んでございます。

歳入合計82億6,900万円、前年度比2,600万円の減でございます。

続きまして、議案第30号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、御説明いたします。

50ページをお願いいたします。

第1条、第1項として、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,100万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によるところでございます。

第3条といたしまして、一時借入金の借り入れの最高額を250万円と定めるものでございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」ということで、歳入歳出とも8,100万円を見込んでございます。前年度比較470万円、率にして6.2%の増となっております。

53ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。起債の目的といたしまして、施設整備事業、限度額といたしまして340万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率につきましては

5%以内ということで、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。これにつきましては、鞆淵診療所の内視鏡の購入に係る地方債でございます。

56ページの歳入歳出事項別明細書の歳入をお願いいたします。

第1款の診療収入でございますが、前年度において2款に一部負担金を計上しておりましたが、本年度より1款に組みかえ、また1目外来収入、2目その他診療報酬に区分、計上いたしまして4,820万円を見込んでございます。

3款繰入金につきましては、一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計からの繰入金、2,919万7,000円を計上してございます。

58ページをお願いいたします。

6款市債ですが、先ほども申しましたとおり、鞆淵診療所の内視鏡購入に係る地方債340万円を計上してございます。

59ページをお願いいたします。

歳出の1款施設費、1項施設管理費につきましては、鞆淵診療所の運営に要する医師の報酬をはじめ、看護師職員等の人件費、医療診療に係る経費でございますが、1款1項2目医療費は、内視鏡購入に係る備品購入費451万5,000円のほか、診療にかかる医薬材料費等を計上してございます。

なお、62ページから69ページに給与費明細書を、70ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、議案第31号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

71ページをお願いいたします。

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,300万円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条は、一時借入金といたしまして、一時借入金の借り入れの最高額を4億2,000万円と定めるものでございます。

おめくりいただきまして、72ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、歳入歳出とも13億9,300万円を見込み、前年度比較1,000万円の減、マイナス0.7%となっております。

76ページをお願いいたします。

歳入の1款保険料の現年課税分につきましては、広域連合で決定されました均等割額4万3,271円、所得割率8.2%をもとに試算いたしました4億5,694万4,000円と見込み、被保険者から紀の川市が特別徴収または普通徴収の方法によって徴収すべき保険料等を計上してございます。

3款繰入金、9億3,277万2,000円につきましては、事務費と保険料の軽減分

に係る保険基盤安定繰入金及び医療費給付費に係る療養給付費負担金につきまして、一般会計において負担すべき所要額を繰り入れするものでございます。

79ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費は、医療事務及び徴収に係る所要の経費を計上してございます。

次の80ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の方から徴収した保険料、及び一般会計から繰り入れいたしました保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金等の納付すべき所要の負担額13億8,276万7,000円を計上してございます。

3款保健事業費におきまして、脳ドック受診に係る委託料30名分、156万円を計上してございます。

以上で、議案第29号から議案第31号の3議案についての説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから議案第32号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊、82ページの特会予算書をお開きいただきたいと思います。

平成25年度の紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算につきましては、次に定めるところによるところでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,800万円とするものでございます。前年度と比べまして9,200万円の増、率にして1.6%となっております。

また、第2条で一時借入金の借り入れの最高額は18億円と定めております。

予算の流用の規定は、第3条のとおりでございます。

次の第1表の歳入は、83ページから84ページ、それから歳出は85ページから86ページ、詳細の事項別明細書につきましては87ページ以降となっておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

総括しての説明にさせていただきますが、平成25年度の当初予算につきましては、平成24年度10月時の給付実績、及び昨年9月に開所いたしました特別養護老人ホーム「きしがわえん」の創設等の要因を考慮いたしまして、決算見込み額から勘案し、平成25年度の所要額を計上しております。

昨年10月現在では、65歳以上の第1号保険者では1万7,769人で、昨年に比べて532人ふえております。認定者数は4,240人で、前年度と比べまして174人の増加です。

歳出の増額の主な要因でございますが、2款の保険給付費で在宅介護サービス費と各種サービスで受給者の大幅な増加により、56億5,758万円を見込んでおります。昨年に比べて1億7,131万円の増額となっております。

なお、この4月から地域包括支援センター直営化に伴いまして、5款地域支援事業費内で予算の組みかえによる編成をお願いしているところでございます。

また、歳入につきましては、給付制度に即した見込み額の予算措置を行い、財源補填として準備基金から6,449万1,000円の繰り入れによる財源措置を講じておるところでございます。

御審議の上、御可決頂戴いたしますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第33号から議案第35号までの3議案につきまして、御説明申し上げます。

特別会計予算書の113ページをごらん願います。

まず、議案第33号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算につきまして、第1条の予算総額は歳入歳出それぞれ16億6,400万円で、対前年度比2.7%の減でございます。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりです。

第2条は、117ページの「第2表」のとおり、地方債について定めてございます。

第3条で、一時借入金の借り入れ最高額を5億円を定めてございます。

予算内容につきましては、事項別明細書の118ページをお開き願います。

歳入の主な内容ですが、1款分担金及び負担金では、下水道に接続があった場合の受益者分担金並びに受益者負担金を計上してございます。受益者分担金並びに負担金、合計の対前年度比は42.1%の減額でございます。

2款使用料及び手数料では、下水道使用料並びに指定工事店との責任技術者の登録手数料を計上してございまして、対前年度比2.1%の増額でございます。

3款国庫支出金では3億4,675万円の計上で、対前年度比9.3%の減となっております。

9款市債では5億8,860万円で、対前年度比15.1%の減でございます。

次に、119ページからの歳出の主な内容でございます。

1款総務費においては、ほぼ前年度並みで、対前年度比2.3%の減額となっておりますが、1目一般管理費については、19節において計上してございます排水設備工事助成金が対前年度比40.1%の減額と。2目施設管理費については、19節において計上してございます流域下水道維持管理負担金が対前年度比18.9%の増額となったため相殺され、若干の減額となっております。

2款事業費では11億1,862万4,000円で、対前年度比8.1%の減で、公共下水道の事業内容としましては、127ページの15節工事請負費に6億5,727万円を計上し、約23.15ヘクタールの面整備と新たに約19.5ヘクタールの区域について供用開始を予定してございます。

また、2目の流域下水道事業費では、紀の川中流流域下水道事業建設負担金、並びに処理場周辺地域整備事業における紀の川市の負担金を計上してございます。

紀の川市公共下水道事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

次に、議案第34号について、説明申し上げます。

特別会計予算書の138ページをごらん願います。

平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ5,300万円と定めてございます。対前年度比で10.2%の増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,600万円と定めてございます。

予算内容につきましては、事項別明細書の141ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料における下水道使用料、並びに4款繰入金における2項基金繰入金がほぼ前年どおりになってございます。

また、6款の諸収入につきましては、消費税及び地方消費税還付額が増額となっております。

次に、142ページからの歳出でございますが、1款総務費で対前年度比約10.7%の増額となっております。

11節需用費では、修繕料が対前年度比約33.3%の増額、15節工事請負費につきましては、マンホール改修工事10カ所を新規計上してございます。

他の節ごとの支出内容はほぼ前年並みでございます。

紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

次に、議案第35号について、説明申し上げます。

特別会計予算書の148ページをごらん願います。

平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ3,420万円と定めており、対前年度比は4.6%の増となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,030万円と定めてございます。

予算内容につきましては、事項別明細書の151ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入につきましては、2款の使用料及び手数料の1項使用料につきましては733万円で、対前年度比2.7%の増です。理由といたしましては、善田処理区での新規加入不足によるものでございます。

次に、152ページからの歳出では、1款総務費が12節役務費の増加により、対前年度比約5.4%の増額となっております。

以上、3議案につきまして御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、私のほうから議案第36号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

特別会計公営企業会計予算書の158ページをお開き願います。

第1条では、予算総額歳入歳出それぞれ6億3,000万円と定めてございます。対前年度比、172.7%の増額となっております。この主な要因は、昨年度において測量設計を行いました高野五百谷地区簡易水道再編推進事業、並びに鞆淵細野地区水道未普及地域解消事業についての工事費を計上したことによるものでございます。

第2条では地方債について、第3条では一時借入金の限度額を定めてございます。

次に、162ページをお願いいたします。

第2表で、地方債について定めてございます。起債の目的は、簡易水道施設事業、限度額は3億7,890万円、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

次に、163ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入の主なものについて、御説明いたします。

2款使用料及び手数料につきましては、平成24年度の実績見込みから料金収入を予測してございます。

3款国庫支出金、8款市債につきましては、平成25年度に計画をしております簡易水道再編推進事業、並びに水道未普及地域解消事業に係る国庫補助金及び起業債借入予定額を計上してございます。

次に、164ページをごらんください。

歳出につきましては、1款衛生費において、前年度に比較して181.7%の増額となっております。この主な要因は、高野五百谷地区簡易水道再編推進事業並びに鞆淵細野地区水道未普及地域解消事業に伴う工事請負費を計上したことによるものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから議案書75ページの議案第37号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案書85ページの議案第47号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案につきまして、一括して説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

別冊の平成25年度紀の川市特別会計予算書の180ページから記載しております池田財産区をはじめとする各財産区特別会計予算につきましては、それぞれ歳入歳出予算の総額、歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」で定めており、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成25年度予算の計上にあたっては、前年度実績など十分精査を行った上で、各財産

区の運営に要する経費や財産を適切に管理するための作業道新設、修繕事業、森林保育事業などの経費を計上させていただいております。

本年度、11会計の予算総額は2,226万円であり、前年度と比較して350万円の増額となっております。

各会計における主な新規事業としましては、池田、田中両財産区におきまして、那賀広域森林組合が作業効率を上げるために配布を予定している重機、ウインチ付バックホーの購入に対し、それぞれ250万円を貸し付ける予算措置や、田中財産区では本年度から地籍調査が実施されることに伴い、財産管理費において所有者調査などに従事する臨時職員、及び境界立ち会いなどに従事する現場作業員を雇用する予算措置も講じてございます。

以上、財産区予算11議案につきまして御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、議案第48号及び議案第49号について、御説明申し上げます。

特別会計公営企業会計予算書280ページをお願いいたします。

議案第48号 平成25年度紀の川市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条で、業務の予定量を定めてございます。給水戸数は、前年度に比べ59戸の増、年間総給水量、1日平均給水量につきましては、ほぼ前年度並みを予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出に係る予定額を定めてございます。収益的収入につきましては13億4,998万5,000円で、ほぼ前年度並みの1.5%の増額を見込んでおります。また、収益的支出につきましては12億9,860万6,000円で、ほぼ前年度並みの2.1%の増額となっております。

次に、第4条では、資本的収入及び支出に係る予定額を定めてございます。資本的収入につきましては7億4,309万2,000円で、前年度に比べ137.9%の増額でございます。この主な要因は、建設改良費に係る財源といたしまして、企業債借入予定額を計上したことによるものでございます。

また、資本的支出につきましては12億1,208万6,000円で、前年度に比べまして51.7%の増額となっております。この主な要因は、老朽化に伴う排水池築造工事や安定供給のための送水専用管敷設工事、並びに昨年度において測量設計を行いました那賀地区の穴伏浄水場築造工事等を計上したことによるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4億6,899万4,000円についての補填方法を定めてございます。

次の、281ページをお願いいたします。

第5条では、滞納整理業務委託並びに水道施設整備事業の債務負担行為について、期間、限度額を定めてございます。

第6条では起債借入に係る限度額と借り入れ上限を、第7条では一時借入金の限度額、

第8条では各項の経費の流用可能項目を、第9条では議会の議決を経なければ流用することができない経費について、また第10条ではたな卸し資産限度額を定めてございます。

なお、283ページ以降は水道会計事業予算に関する実施計画並びに説明書となっております。後ほど、ごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、特別会計予算書312ページをお願いいたします。

議案第49号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条では、業務の予定量を定めております。給水戸数は前年度に比べ1戸ふえ、7戸を予定しております。年間総給水量、1日平均給水量につきましては前年度に比べ8.7%増を予定しております。

第3条では、収益的収入及び支出に係る予定額を定めてございます。収益的収入につきましては3,902万7,000円で、前年度に比べ8.3%の増額を見込んでおります。収益的支出につきましては3,624万8,000円で、ほぼ前年度並みの3%の増額となっております。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めてございます。資本的支出につきましては1,190万5,000円で、前年度に比べ23.4%の減額となっております。この要因は、施設改良のための工事請負費の計上が上がったことによるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,190万4,000円についての補填方法を定めてございます。

次の313ページをお願いいたします。

第5条では一時借入金の限度額を、第6条では各項の経費の流用可能項目を、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めてございます。

314ページ以降は、工業用水道事業会計予算に関する実施計画並びに説明書となっております。後ほどごらんおきいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから議案第50号から議案第52号までの指定管理者の指定についての3議案につきまして、御説明いたします。

本3議案につきましては、提案理由が同じでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案書の88ページをお開きください。

議案第50号につきましては、1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市青洲の里、所在地は紀の川市西野山473番地です。2 指定管理者である団体の名称は、一般財団法人 青洲の里、住所は紀の川市西野山473番地、代表者名は、代表理事 城口 豊 です。

続きまして、議案第51号につきましては、1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、ハイランドパーク粉河、所在地は紀の川市中津川802番地です。2 指定管理者である団体の名称は、鎌垣財産区、住所は紀の川市西大井338番地、代表者名は、管理者 紀の川市長 中村慎司 です。

続きまして、議案第52号につきましては、1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、細野溪流キャンプ場、所在地は紀の川市桃山町垣内258番地1です。2 指定管理者となる団体の名称は、細野溪流キャンプ場管理組合、住所は紀の川市桃山町垣内258番地1、代表者名は、組合長 今西忠己 です。

以上、3議案につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、3指定の期間はいずれも平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、私のほうから議案第53号 紀の川市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の91ページをごらん願います。

今回、道路法第8条第2項の規定によりまして、紀の川市道として1路線の認定をお願いするものです。

資料としまして、126ページに位置図を添付してございます。

認定の内容につきましては、北勢田第2工業団地造成により新設された開発道路を市の開発公社から寄附を受け、市道として管理するため認定の議案を上程させていただくものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、議案第54号、議案第55号の2議案について、御説明させていただきたいと思っております。

まず、議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、御説明申し上げます。

議案書の92ページをお願いいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項について準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成24年第1回紀の川市議会定例会で議決を得ました紀の川市中鞆淵辺地総合整備計画について、鞆淵診療所に上部消化管内視鏡装置を購入するに当たり、事業費の追加により、辺地対策事業債の予定額を変更するためでございます。

次の93ページ、94ページが総合整備計画書になってございます。なお、94ページ

は変更調書となっております。

次に、95ページをお願いいたします。

議案第55号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について、説明させていただきます。

紀の海広域施設組合規約の一部変更に関し、地方自治法第286条第2項の規定に基づく協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、事務所の位置を変更することに伴い、規約変更について関係地方公共団体の協議を経て、県知事に届け出するためでございます。

96ページをお願いいたします。

紀の海広域施設組合規約の一部を次のように改正するというので、第4条中、紀の川市貴志川町神戸327番地1、紀の川市役所貴志川分庁舎を紀の川市桃山町元361番地6、紀の川市就業改善センターに改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております日程第4のうち、諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についての4件は人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに、質疑、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第4号までの4件については、本日直ちに、質疑、採決まで行うことに決しました。

それでは、諮問第1号から諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、採決を行います。

これより、諮問第1号から諮問第4号に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

これより、順次、採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号について、原案のとおり適任者とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第2号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第3号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第4号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○議長（西川泰弘君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、あすより3日間休会とし、2月26日火曜日午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後 2時00分）